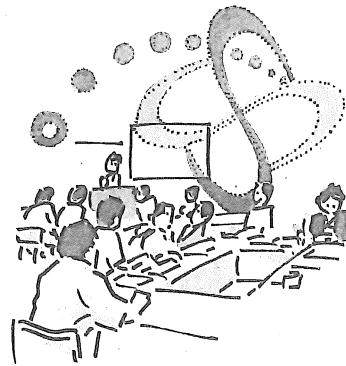


消費生活センターとは?



アイネスは県の消費生活センターです。県とは【地方の公共団体】内全ての市町村ではが運営する「消費者の【消費生活センター】ための相談業務」を行ったります。または「消費生活相談」う機関です。悪質商法による被害

など、消費生活に関する相談に応じて問題解決のための助言をします。事業者に比べると情報や交渉

▼事例: 「無料で点

生活サポート

窓口」を開設しています。今回は、消費生活センターがどんなことをしているのかを説明します。

【消費生活センター】は【地方の公共団体】が運営する「消費者の【消費生活センター】ための相談業務」を行ったります。または「消費生活相談」う機関です。悪質商法

による被害

などの相談に応じて問題解決のための助言をします。事業者に比べると情報や交渉

▼事例: 「無料で点

検しますよ」と訪問しするなど、今後の行動についても助言する。
▼消費者(契約者本人)が事業者と交渉し、力が不十分な消費者を支援し、事業者との問題点を明らかにするなど公正な立場で相談に応じています。必要な場合は、あせん(※)も行います。また、適切な機関の紹介など他機関との連携も図っています。この他、パンフレットの発行や出前講座の開催といった啓発活動、ホームページや広報誌を活用した情報提供も行います。

▼対応: ①点検商法の悪質な事例を紹介し、クーリングオフ制度の説明をする。事例の場合は、修理に取り掛かりついでクーリングオフができる。②「契約解除通知」の書き方を指導。③契約する場合は焦らず慎重に検討

に住まいの市町村の消費生活相談窓口やアイネス(県消費生活センター)に相談してください。

(県消費生活・男女共同参画プラザ)アイネス、097-534-0999(消費生

※あせん: 消費者と事業者の間に入り、解決を目指して調整すること。

相談業務を行う公共団体